

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

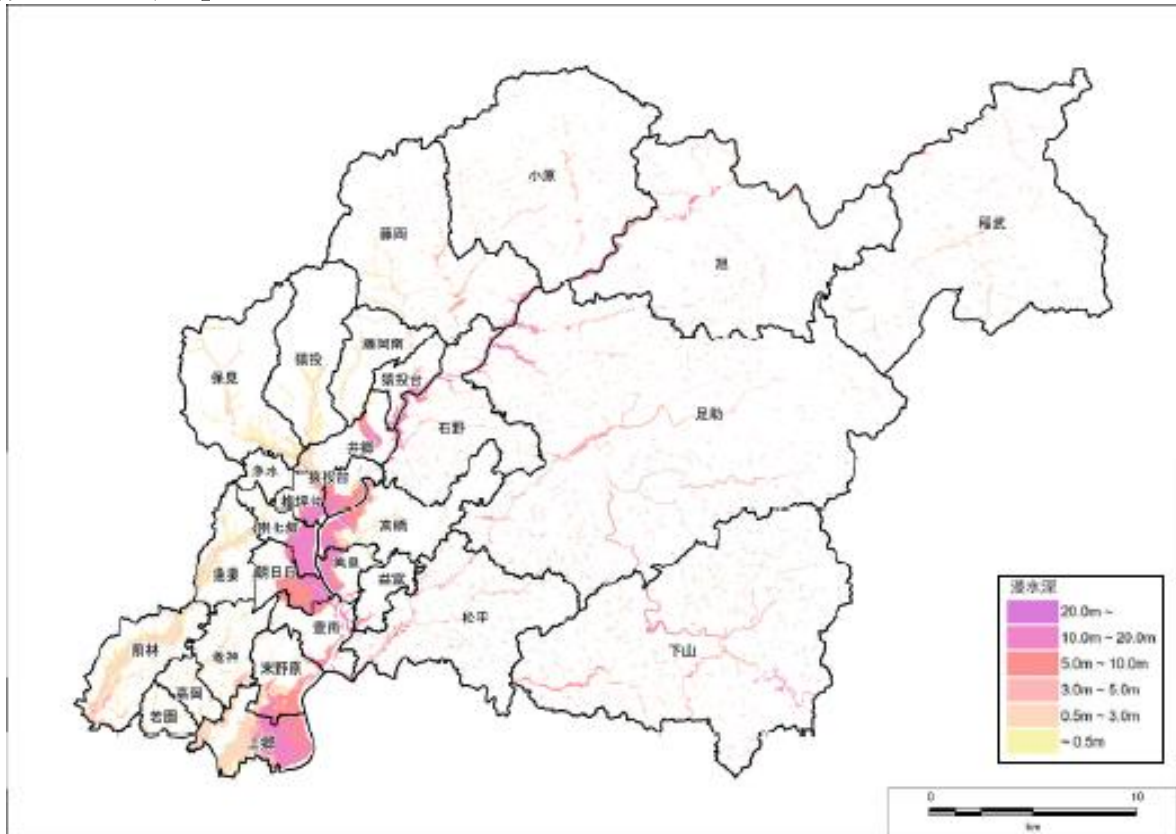
(1) 地域の災害リスク

① 洪水・土砂災害：ハザードマップ

台風、豪雨などの風水害は、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 47 年の昭和 47 年 7 月豪雨がある。近年では、平成 12 年の東海豪雨で多くの浸水被害が発生している。

新洪水ハザードマップは、平成 27 年の水防法改正に基づき、1000 年に一回程度の確率で発生する規模の大雨（683mm/48 時間）を想定して作成したものであり、矢作川やその他の河川（籠川、巴川、逢妻女川、逢妻男川等）でも浸水の恐れがあると想定されている。これを本計画における被害想定とする。

【浸水想定区域図】

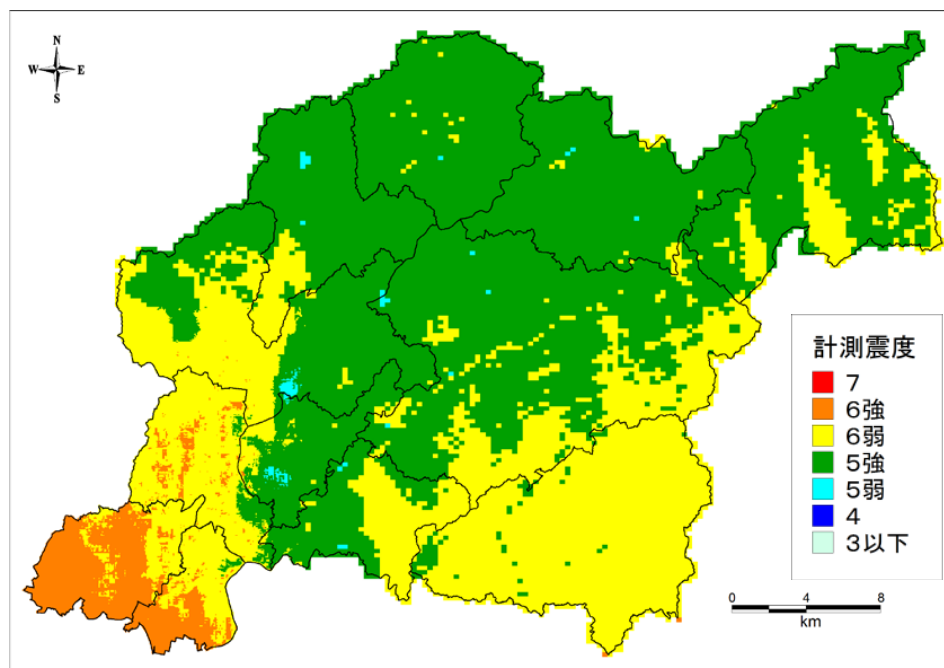


出典：豊田市業務継続計画（BCP）

②地震：ハザードマップ

豊田市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震では「想定東海地震」「想定東南海地震」「想定東海地震と想定東南海地震の連動」「南海トラフ地震」等が想定される。また、直下型地震では、猿投ー境川及び猿投山北断層が想定される。そこで、国や県の「南海トラフ地震」に係る被害想定を参考に、発生頻度は1,000年に1度と低いものの、人的・物的被害が甚大と予想される「理論上最大想定モデル」にての被害想定が以下である。

【理論上最大想定モデル】



出典：豊田市「地震ハザードマップ」

③地震：被害想定

【理論上最大想定モデル】

理論上最大想定モデルにおける建物被害及び人的被害の被害予測結果を記載する。

① 建物被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
地震動	全壊	2,326 件		
	半壊	8,606 件	8,606 件	8,367 件
液状化	全壊	25 件		
	半壊	151 件	151 件	149 件
急傾斜地等	全壊	110 件		
	半壊	256 件	256 件	256 件
火災 (炎上出火件数) ※ (残火災件数) ※	焼失	28 件 (5 件) (-)	29 件 (5 件) (-)	1,472 件 (20 件) (7 件)
建物被害総数	全壊・焼失	2,490 件	2,491 件	3,933 件
	半壊	9,013 件	9,012 件	8,772 件

※炎上出火件数：住民等による初期消火活動で消し止められず炎上し、消防による対応が必要と

なる出火件数
 ※残火災件数：炎上出火件数のうち消防による消火活動で消し止められず延焼の火種となる出火件数

項 目	被害数
ブロック塀等転倒数	1,135 件
屋外落下物が発生する建物数	81 件

② 人的被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊等 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	140 人	50 人	94 人
		(12 人)	(5 人)	(7 人)
	重傷者数	219 人	154 人	152 人
		(80 人)	(62 人)	(41 人)
	軽傷者数	1,556 人	613 人	885 人
		(348 人)	(277 人)	(277 人)
急傾斜地崩壊等	死者数	8 人	8 人	7 人
	重傷者数	5 人	5 人	5 人
	軽傷者数	5 人	5 人	5 人
火災	死者数	3 人	1 人	83 人
	重傷者数	1 人	1 人	36 人
	軽傷者数	2 人	3 人	94 人
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	0 人	0 人	0 人
	重傷者数	0 人	2 人	4 人
	軽傷者数	0 人	4 人	6 人
死傷者数合計	死者数	151 人	60 人	184 人
	重傷者数	224 人	162 人	197 人
	軽傷者数	1,563 人	624 人	990 人
自力脱出困難者数		840 人	513 人	654 人

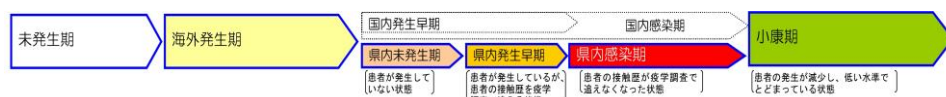
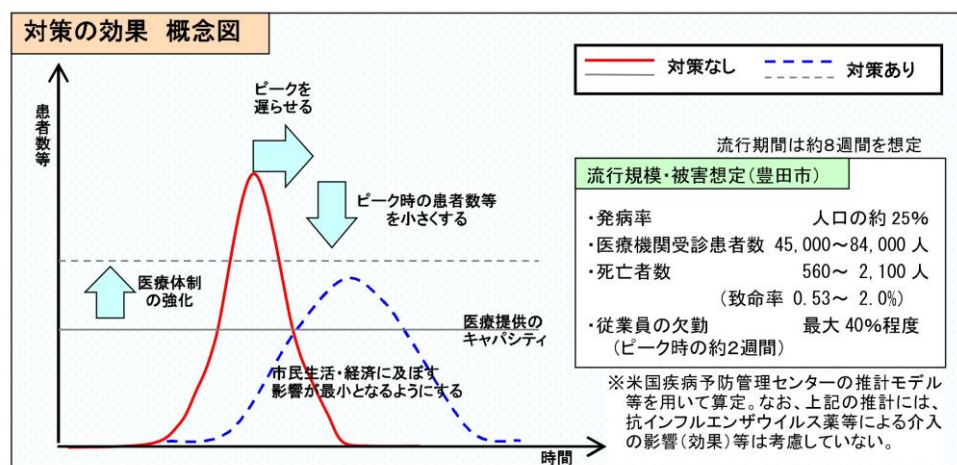
③感染症

豊田市が存する愛知県は、国際空港及び国際港湾を備えていることから、海外からの新型インフルエンザ等の侵入リスクが高く、また、新幹線、各種高速道路等の交通網が発達しており、県外で新型インフルエンザ等が発生した場合にあっては、短期間で県内、ひいては市内に侵入する可能性も十分に考えられる。

また、豊田市の特徴として、以下の事項について考慮しなければならない。

- ① 人口の密集した都市部と人口の少ない農山村地域とに大別でき、地区により公共交通機関、道路の整備等に大きな差異があること。
- ② 国際交流が非常に盛んであることから、国内・国外を問わず、人及び物品の出入りが頻繁かつ大量であること。
- ③ 全国有数の製造品出荷額を誇る工業都市であり、それらの雇用形態から、市の人口の 2.85% が外国人であること。

新型インフルエンザ等が発生した場合、インフルエンザウイルス等の病原性、流行のピーク、地域差、業態に差はあるが、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大 40% が欠勤することが想定されている。これにより、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞、特に本市の特徴から製造工場の操業等への影響は避けられない状況に陥るとともに、物資の不足により最低限度の生活の維持が困難となる恐れがある。



出典：豊田市「豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画」

(2) 商工業者の状況

	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
総数	11,472	8,015	
農業林漁業	74	61	郊外に分布している
鉱業、採石業、砂利採取業	11	9	郊外に分布している
建設業	1,297	1,201	市全域に広く分布している
製造業	1,387	980	市全域に分布している
電気・ガス・熱供給・水道業	22	16	市中心部に立地している
情報通信業	108	59	市中心部に集積している
運輸業、郵便業	341	174	市全域に分布している
卸売業、小売業	2,725	1,470	市全域に分布している
金融業、保険業	172	134	市中心部に集積している
不動産業、物品賃貸業	787	740	市全域に分布している
学術研究、専門・技術サービス業	478	363	市中心部に集積している
宿泊業、飲食サービス業	1,629	986	市全域に分布しており、特に市中心部に集積している
生活関連サービス業、娯楽業	1,173	999	市全域に分布している
教育、学習支援業	385	308	市全域に分布している
医療、福祉	213	187	市全域に分布している
複合サービス事業	48	24	主に市中心部に分布している
サービス業(他に分類されないもの)	622	304	市全域に分布している

出典 令和3年経済センサスより

	商工業者数	小規模事業者数
豊田商工会議所	10,249	7,050
藤岡商工会	451	331
小原商工会	135	111
足助商工会	284	235
下山商工会	137	112
旭商工会	86	70
稲武商工会	130	106

(3)これまでの取り組み（令和4年度以降）

＜豊田市の取り組み＞

① 計画等の策定

- ・ 豊田市地域防災計画（令和6年1月改訂）
- ・ 豊田市災害対策推進計画（令和3年3月改訂）
- ・ 豊田市災害時受援計画（平成30年3月策定）
- ・ 豊田市業務継続計画（令和6年4月改訂）
- ・ 豊田市国民保護計画（令和3年2月策定）

② 防災訓練等の実施（毎年）

- ・ 避難所運営班訓練
- ・ 災害時物流訓練
- ・ 帰宅困難者支援施設運営訓練

③ 主な事業者支援（毎年）

- ・ BCP作成セミナーの実施
- ・ 防災ラジオの販売
- ・ 生涯学習出前講座の実施

＜豊田商工会議所の取り組み＞（毎年）

- ① BCPセミナーの実施
- ② 商工業者へのBCP計画の策定支援
- ③ ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）
- ④ 商工会議所内システムのクラウド化

＜藤岡商工会の取り組み＞

- ① BCPセミナーの実施（令和4年度）
- ② 商工業者へのBCP計画の策定支援
- ③ 避難訓練、災害時対応訓練の実施
- ④ 火災共済など損害保険などへの加入促進
- ⑤ ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・会議やセミナー等の3密回避や催事中止）

＜小原商工会の取り組み＞

- ① 中小企業のBCPについて研修（令和4年度）
- ② ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・会議やセミナー等の3密回避や催事中止）の実施

＜足助商工会の取り組み＞

- ①中小企業のBCPについて研修（令和4年度）
- ②企業の事業継続（BC）について研修（令和4年度）
- ③ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置・会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

＜下山商工会の取り組み＞

- ①中小企業のBCPについて研修（令和4年度）
- ②企業の事業継続（BC）について研修（令和4年度）
- ③ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・会議やセミナー等の3密回避や催事中止）の実施

＜旭商工会の取り組み＞

- ①ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置・会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

＜稲武商工会の取り組み＞

- ①事業所のBCP計画策定支援（令和4年度 1件、令和5年度 2件）
- ②ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置・会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

Ⅱ課 題

- (1) 小規模事業者においては、総じて、地震・水害・台風等の自然災害が発生した際に起こりうるリスクについて意識・関心が浸透しておらず、被災時の避難場所の位置確認、情報収集手段、家族・従業員・取引先との連絡手段等の対応策が十分ではない。このため、小規模事業者に対し災害リスクや事前対策の必要性を認識していただくとともに事業継続計画の策定を促進していくことが重要だと考えている。
- (2) 自然災害発生時には、豊田市及び豊田商工会議所・藤岡商工会・小原商工会・足助商工会・下山商工会・旭商工会・稲武商工会（以下：市内商工7団体）が連携を密にし、小規模事業者の被害状況を把握し、地域の一刻も早い災害からの復旧と小規模事業者が安心安全に事業継続できるよう地域一丸となった取り組みが求められる。
- (3) BCPや事業継続力強化計画等（以下：事業者BCP）を策定した小規模事業者に対し、計画をより実効性の高いものとするため、経営指導員や専門家等によるアフターフォローが必要である。
- (4) 防災対策に欠かせない保険・共済に対する適切な助言を行える経営指導員等職員が不足しており研修が必要である。
- (5) 新興感染症の感染拡大により、事業者は一斉休業や営業停止に追い込まれる事態も想定され、こうした感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。
- (6) 自然災害の発生及び新興感染症の感染拡大に伴い、市内商工7団体の事務所が利用できなくなった場合、代替手段を確保し、小規模事業者支援をはじめ、それぞれ業務の停滞を極力抑えなければならない。

Ⅲ目 標

- (1) 市内商工7団体は、市内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。（令和7年4月以降）
（目標件数：市内商工7団体計）
 - ・事業継続力強化支援に係る巡回指導件数 年 500 件
 - ・事業者BCP策定に係る講演会・セミナーの開催 年 4 回

- ・事業者BCP策定支援事業者数 年 30 事業者
- ・事業者BCP策定事業者数 年 15 事業者

- (2) 事業者BCPに関する行政の施策の周知を図る。
- (3) 発災時における連絡体制を円滑に行うため、豊田市及び市内商工 7 団体との間における被害情報報告ルートを構築する。
- (4) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- (5) 市内商工 7 団体は、リモートワークやオンライン会議の活用等新たな働き方の仕組みづくりを構築するとともに、小規模事業者に対するオンライン相談等機動的に対応できる体制を強化する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年 4月 1日～令和12年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・令和6年4月に改訂した「豊田市業務継続計画」や平成26年に策定した「豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・市内商工7団体は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・豊田商工会議所：[作成予定日]令和7年4月30日
- ・藤岡商工会：[作成予定日]令和7年4月30日
- ・小原商工会：[作成予定日]令和7年4月30日
- ・足助商工会：[作成予定日]令和7年4月30日
- ・下山商工会：[作成予定日]令和7年4月30日
- ・旭商工会：[作成予定日]令和7年4月30日
- ・稲武商工会：[作成予定日]令和7年4月30日

3) 関係団体等との連携

- ・豊田市と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを開催し、事業者BCP策定に着手するとともに計画策定のきっかけづくりに取り組む。併せて、事業者BCP策定支援や保険・共済の助言ができる経営指導員等職員の育成に取り組む。
- ・感染症に関しては、医療支援機関と連携し、感染症対策、職域におけるヘルスケア等の情報提供をする。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称) 豊田市事業継続力強化支援協議会(構成員: 市内商工7団体、豊田市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード9.0の地震)が発生したと仮定し、豊田市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を豊田市と市内商工7団体で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・市内商工7団体は、感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊田市における感染症対策本部設置に基づき、速やかに応急対策の実施を検討する。

2) 応急対策の方針決定

- ・豊田市と市内商工7団体との間で、被害状況や被害規模に応じ、協議の上実施する応急対策の方針を決定する。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況調査・経営課題の把握 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・連絡体制が取れないほどの重度で大規模な被害の場合は、段階的に情報共有する。
- ・本計画により、豊田市及び市内商工7団体は以下の間隔で被害情報等を共有する。

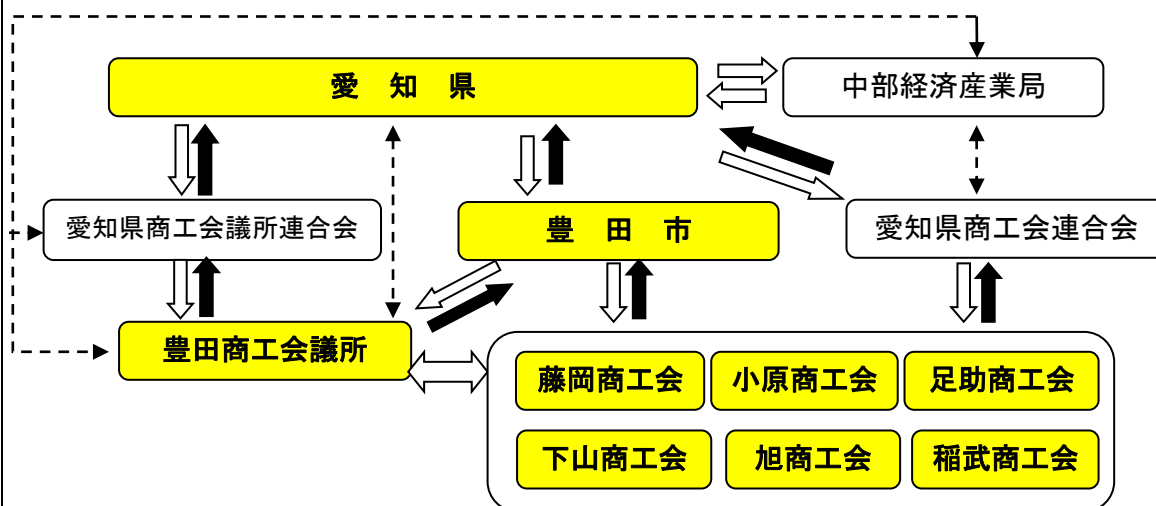
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

- ・豊田市で取りまとめた「豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・豊田市と市内商工7団体は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・豊田市と市内商工7団体が共有した情報を、愛知県の指定する方法にて豊田市と市内商工7団体より愛知県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、豊田市と市内商工7団体が共有した情報を愛知県の指定する方法にて豊田市と市内商工7団体より愛知県へ報告する。

【連絡ルート】



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、豊田市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

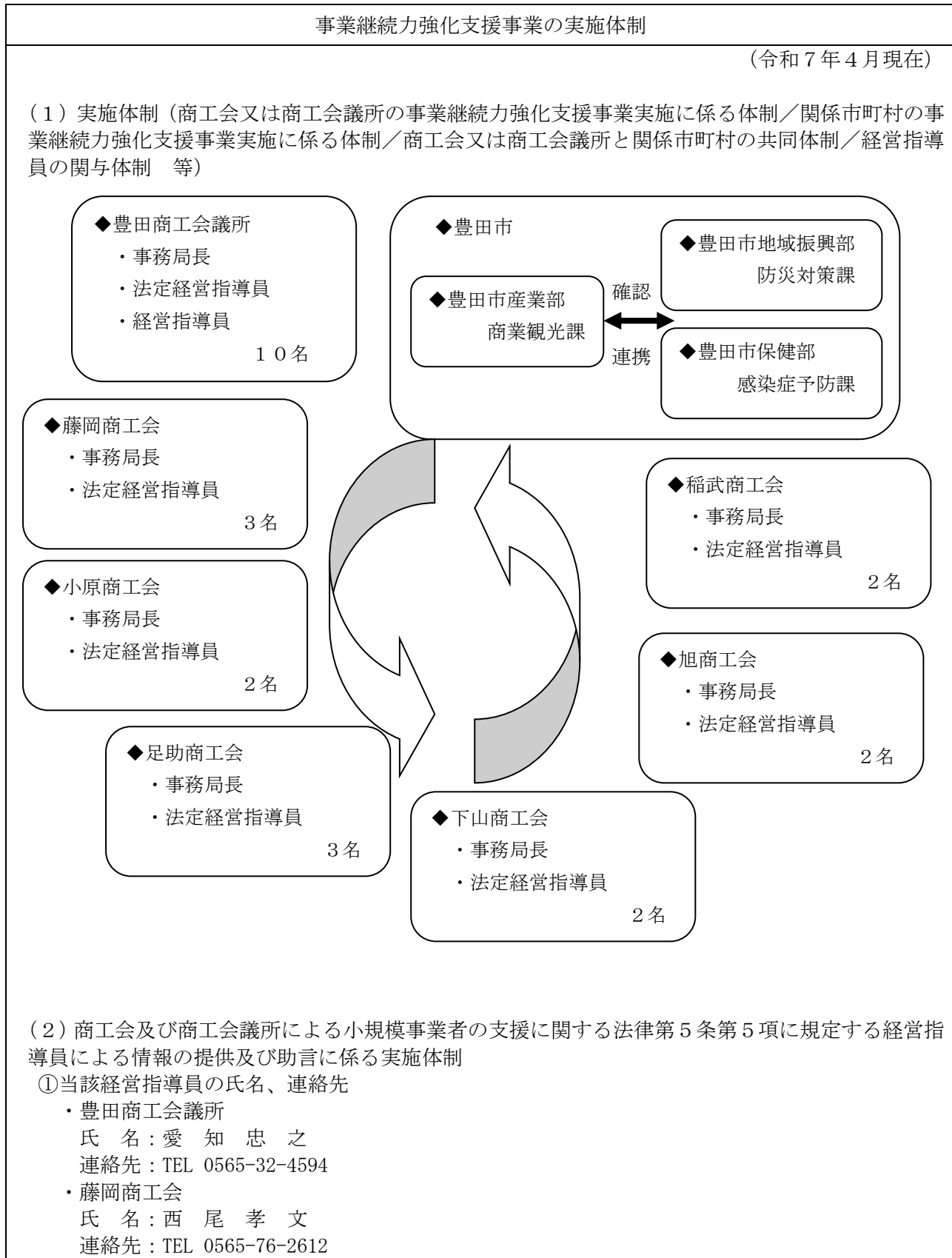
- ・愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛知県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・小原商工会
氏 名：都 築 芳 宏
連絡先：TEL 0565-65-2540
- ・足助商工会
氏 名：寺 添 裕
連絡先：TEL 0565-62-0480
- ・下山商工会
氏 名：長谷川 雄 一
連絡先：TEL 0565-90-2602
- ・旭商工会
氏 名：安 藤 武 司
連絡先：TEL 0565-68-2620
- ・稲武商工会
氏 名：天 野 知 示
連絡先：TEL 0565-82-2640

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・豊田商工会議所・藤岡商工会・小原商工会・足助商工会・下山商工会・旭商工会・稲武商工会の経営指導員は、本計画の具体的な取り組みの企画や実行を行う。
- ・本計画に基づく進捗状況確認や見直し等のフォローアップを年に1回以上行う。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- ・豊田商工会議所
総務部 TEL：0565-32-4568 FAX：0565-34-1777
E-mail：somu@toyota.or.jp
中小企業相談所 TEL：0565-32-4594 FAX：0565-32-1000
E-mail：sodan@toyota.or.jp
〒471-8506 豊田市小坂本町 1-25
E-mail：info@toyota.or.jp
- ・藤岡商工会
〒470-0451 豊田市藤岡飯野町田中 245
TEL：0565-76-2612 FAX：0565-76-0205
E-mail：fujioka@hm3.aitai.ne.jp
- ・小原商工会
〒470-0531 豊田市小原町上平 441-1
TEL：0565-65-2540 FAX：0565-66-0015
E-mail：obarasho@hm10.aitai.ne.jp
- ・足助商工会
〒444-2424 豊田市足助町西町 48
TEL：0565-62-0480 FAX：0565-62-0993
E-mail：asuke@asuke.aitai.ne.jp
- ・下山商工会
〒444-3242 豊田市大沼町越田和 37-1
TEL：0565-90-2602 FAX：0565-90-3531
E-mail：shimoyama@hm.aitai.ne.jp
- ・旭商工会
〒444-2846 豊田市小渡町七升蒔 13-13
TEL：0565-68-2620 FAX：0565-68-2399

E-mail : asahi-s@hm.aitai.ne.jp

- ・稲武商工会

〒471-2513 豊田市稲武町竹ノ下 1-1

TEL : 0565-82-2640 FAX : 0565-82-3063

E-mail : info@inabu.or.jp

②関係市町村

- ・豊田市産業部商業観光課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地 豊田市役所西庁舎 7 階

TEL : 0565-34-6642 / FAX : 0565-35-4317

E-mail : shoukan@city.toyota.aichi.jp

- ・豊田市地域振興部防災対策課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地 豊田市役所南庁舎 4 階

TEL : 0565-34-6750 / FAX : 0565-34-6048

E-mail : bousai@city.toyota.aichi.jp

- ・豊田市保健部感染症予防課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地 豊田市役所東庁舎 4 階

TEL : 0565-34-6180 / FAX : 0565-34-6929

E-mail : hokansen@city.toyota.aichi.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
セミナー開催経費	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
印刷費等	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
愛知県の補助金、豊田市の補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 愛知県名古屋市中区丸の内 2-20-19
連携して実施する事業の内容
① 事業者 B C P 策定のポイントをテーマとしたセミナーの実施 ② 事業者 B C P 策定のためのワークショップ関連の開催 ③ 支援した小規模事業者の事業者 B C P 取組状況のフォローアップ ④ 法定経営指導員等を対象とした研修会の開催
連携して事業を実施する者の役割
①② 豊田商工会議所・藤岡商工会・小原商工会・足助商工会・下山商工会・旭商工会・稲武商工会の依頼に応じて、セミナーの企画・運営・講師の派遣 ③ 豊田商工会議所・藤岡商工会・小原商工会・足助商工会・下山商工会・旭商工会・稲武商工会の依頼に応じて、支援した小規模事業者等の事業者 B C P 取組状況のフォローアップ ④ 豊田商工会議所・藤岡商工会・小原商工会・足助商工会・下山商工会・旭商工会・稲武商工会の依頼に応じて、法定経営指導員等を対象とした研修会を企画・運営
連携体制図等
豊田商工会議所 藤岡商工会 小原商工会 足助商工会 下山商工会 旭商工会 稲武商工会 豊田市 東京海上日動火災保険 (セミナーの企画・運営、講師の派遣他) 豊田商工会議所・藤岡商工会・小原商工会・足助商工会・下山商工会・旭商工会・稲武商工会及び豊田市は、東京海上日動火災保険株式会社に対してセミナーの企画・運営やフォローアップを依頼、同社と連携して事業者 B C P 策定を支援。